

仕様書

1 名称

令和8年度児童・生徒心臓検診業務

2 業務内容

- (1) 検査実施日程、検診実施スケジュールの作成及び日程変更に係る調整
- (2) 検査に係る事前準備
- (3) 心電図検査の実施
 - ア 検査の実施
 - イ 未検者へのフォロー検査の実施
 - ウ 結果の取りまとめ
- (4) 心臓検診判読委員会に諮る資料作成及び参加
- (5) 検査結果に係る学校への通知等作成
- (6) 検査結果の報告

3 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 検査対象者・学校所在地

(1) 検査対象者

対象者は次のとおり。以下同じ。

- ア 小学生（内訳：市立小学校・特別支援学校小学部・義務教育学校の第1学年全員）
- イ 中学生（内訳：市立中学校・特別支援学校中学部・中等教育学校の第1学年、義務教育学校の第7学年全員）
- ウ 高校生（内訳：市立高等学校・特別支援学校高等部及び高等支援学校の第1学

年、中等教育学校の第4学年全員)

エ 市立夜間中学生徒：令和8年度入学者全員

(2) 検査対象予定者数

計28,966～28,976人。内訳は次のとおり。

ア 小学生 12,720人

イ 中学生 13,969人

ウ 高校生 2,267人

エ 夜間中学 10～20人

※ 人数は予定であるため、増減する可能性がある。

(3) 学校所在地 「学校所在地一覧」(別紙1)のとおりに

5 検診実施日程、検診実施スケジュールの作成及び日程変更に係る調整

(1) 検診実施日程について

ア 4(1)ア・イの在籍する学校においては、「令和8年度心電図検査区別日程表」(別紙2-1)に基づき実施することとする。

イ 4(1)ウ・エの在籍する学校においては、「令和8年度高等学校等健康診断日程表」(別紙2-2)に記載されている日程で実施することとする。

(2) 検診実施スケジュールの作成

4(1)ア・イの在籍する学校の日程については、契約締結後、速やかに委託者より各学校の実施希望日調査票を受け取り、委託者と協議のうえ詳細な検診実施スケジュールを作成し、委託者に提出すること。

(3) 日程変更に係る調整

やむを得ない事情により5(2)で作成した検診実施スケジュール及び別紙2-2に示す日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定すること。

6 検査に係る事前準備

- (1) 次のアからウに示す器材について、5(2)で作成した検診実施スケジュール及び別紙2-2の時間枠の中で検診を終えることができるよう必要数を準備すること。

ア 心電図機器

イ 衝立

ウ 検査ベッド

- (2) 5(2)で作成した検診実施スケジュール及び別紙2-2の時間枠の中で検査を終えることができるよう、器材、人員等を配分すること。

- (3) 必要器材は、次のアからエに示すことに留意すること。

ア 心電図機器

12誘導対応のものとすること。ただし、4(1)ア・イの対象者へ検査を行う際は12誘導6波形印字対応のものとすること。

イ 衝立

(ア) 4(1)イ～エの対象者に実施する学校に対し、衝立を検査ベッド2台につき1セットを受託者が用意すること。

(イ) 衝立1セットは、心電図機器1台に対しベッド2台の四方及びベッド間を遮蔽できるものを用意すること。

ウ 検査ベッド

(ア) 学校が検査ベッドとして使用する机の一部又は全部が準備できない場合に受託者が学校と調整のうえ不足分のベッド用机を準備すること。

(イ) 検査ベッドは生徒が横になり検査を実施できるような長さとし、幅は75cm以上とすること。

(ウ) 検査ベッドの上に敷く毛布（厚みがあるものが好ましい）を、受託者が用意すること。

エ 器材の搬入

衝立、検査ベッドの搬入は、事前に学校と調整のうえ検査実施日の前日までに行うこと。

- (4) 検査の実施手順については、概ね7～10日前までに学校の担当者へ確認し、必要

があれば調整を行うこと。学校により検診会場とする教室が異なるため、会場環境等を適宜確認すること。

- (5) 委託者から事前に「心臓検診連名簿」(別紙3)をExcelファイル(互換性のあるスプレッドシート等のファイルも含む)で受領すること。(別紙3は令和7年度委託時の内容で作成しておりますが、一部様式が変更となる可能性があります。)

受領方法は契約締結後、委託者と調整すること。

7 心電図検査の実施

(1) 検査の実施

ア 5(2)で作成した検診実施スケジュール及び別紙2-2に従って、各学校を会場に心電図検査を実施すること。

イ 検査実施日に、各学校の検診担当者と打合せのうえ、検査会場の設営を行うこと。

ウ 検査実施日に、学校から別紙3及び「心臓検診の事前調査票」(別紙4)を受領すること。受領後、別紙4に、別紙3と共通した検査番号を受託者が記入すること。

なお、別紙4は、4(1)アの対象者は検査開始前に受検者分を学校がとりまとめ受託者に渡すこととし、4(1)イ～エの対象者は、受検者本人が各自持ち、受託者が回収する方法とする。

エ 学校での心電図検査実施は臨床検査技師または医師が実施し、同検査の所見確認は医師が行うこと。

オ 学校での検査終了後、受領した別紙3及び別紙4に対する受領書を学校に提出すること。

カ 検査に従事する者は感染症対策に留意すること。

(2) 未検者のフォロー検査の実施

検査実施日に未検となった者を対象としたフォロー検査期間を設定し、委託者と協議のうえ別途検査場所を設定し実施すること。また、詳細の日程等についても委

託者と協議のうえ決定すること。参考までに、令和7年度は次に示すとおりフォロー検査期間を設定した。

ア 4(1)ア・イに示す学校

8月中旬～下旬及び12月下旬～1月中旬に計16日間設定

イ 4(1)ウ・エに示す学校

4月14日(月)～4月23日(水)・5月14日(水)～5月21日(水)

(3) 結果の取りまとめ

ア 回収した別紙4の記載内容を確認し、問診項目の合計点数が10点以上の者を選別すること。

イ 心電図検査の結果所見がある者及びアで選別された者について、別紙3に結果を記入すること。

ウ 心電図検査の結果緊急を要する所見がある者については、判読委員会を待たず委託者に電話で連絡すること。緊急を要する所見については契約締結後委託者より通知する。

8 心臓検診判読委員会に諮る資料作成及び参加

- (1) 委託者が主催する「心臓検診判読委員会」(※令和7年度開催実績10回。内、4(1)ア・イの対象者分を5月から翌年1月にかけて計7回、4(1)ウ・エの対象者分を4月から11月にかけて計3回開催。令和8年度も同様の開催日数を想定。1回あたりの開催時間は1時間程度を想定。)に参加すること。
- (2) 短時間で相当数の資料を判読できるよう、委員会開催前に、受検者毎に別紙4と心電図検査資料をセットにし、学校ごとに分類しておくこと。委員会開催中も判読委員に対し速やかに資料提示が行えるように準備すること。
- (3) 一堂に会して心臓検診判読委員会を開催することが困難な場合等には、委託者と協議のうえ、委員が各自で判読できるよう検査資料の受け渡しを行うこと。

9 検査結果に係る学校への通知等作成

心臓検診判読委員会の判定結果を受領し、速やかに学校別の判定人数を記載した集

計表を作成するとともに、各学校への結果通知を作成し、判読結果を記録した別紙3及び別紙4、心電図検査資料（心臓検診判読委員会によるスクリーニング対象となった児童生徒のみ）を各種鑑文等とあわせて封詰めし、委託者へ送付すること。なお、集計表、各学校への結果通知、各種鑑文の様式、封筒は、契約締結後引き渡す委託者の指定するものを使用すること。

10 検査結果の報告

- (1) 全検査終了後、速やかに学校ごとの受検者数と検査結果を集計し、完了届とともに委託者へ報告すること。
- (2) 全ての検診結果が入力されたExcelファイル（互換性のあるスプレッドシート等のファイルも含む）形式の別紙3を委託者へ提出すること。提出方法は委託者と調整すること。

11 個人情報の取扱

- (1) 「個人情報取扱安全管理基準」（別紙5）を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全基準適合申出書」（別紙6）を速やかに提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。
- (2) 個人情報取扱状況の確認のため、受託者は毎月「個人情報取扱状況報告書」（別紙7）を委託者へ提出すること。
- (3) 別紙5で規定されている「9 定期監査の実施」については、委託者が業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について実地検査を行うため、検査に応じること。

12 その他

- (1) 心電図検査に従事する医師の資格証の写しを契約締結前速やかに委託者へ提出すること。
- (2) 検診実施方法（受検者の服装注意点、検診の流れ等）については契約締結後速や

かに委託者と協議すること。

- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

13 担当課

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係 細谷
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル
TEL：011-211-3841／FAX：011-211-3852